

今年10月1日から 幼児教育・保育無償化が始まります！



3歳から5歳までのお子さんの保育料が無償化されます。
0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんも対象です。

無償化の対象は??

保育施設や世帯の状況によって取扱いが異なります。

保育施設の種類	保育の必要性の認定(注1)	対象者	無償化上限額(月額)
ちづ保育園	あり	◆ 3歳以上児～	全額
ほのぼの保育所		◆ 住民税非課税世帯の0～2歳児	(注2)

(注1) 智頭町から保育認定(就労等により子どもを預けることが必要)を受けることをいいます。
(注2) 延長保育料等は無償化の対象外です。

無償になるのは保育料だけ??

無償化の対象にならないもの = 延長保育料、給食費、行事費など

※保育料には副食費(おかず・おやつ)が含まれていますが、国の無償化制度では保育料のみが対象です。
そこで！ちづ保育園では保育料の無償化にあわせて3歳以上児の副食費を減免申請していただくことで無償化(智頭町が負担)することとしました。

(減免申請の手続きは対象となる家庭にご案内します)

3歳未満児の副食費は保育料に含まれており、全額無償となりますので減免申請の必要はありません。

〈3歳以上児の場合〉

